

わた SHIGA 輝く国スポ草津市売店設置運営要項

1 目的

この要項は「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ草津市歓迎・接伴基本計画」に基づき、草津市で開催される第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）に、全国から訪れる選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るため、売店の設置および運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

売店の設置場所は、各競技会場とする。

3 設置期間および開設時間

- (1) 売店の設置期間は、各競技の開催期間とする。なお、設置期間中の途中開設・閉設は認めない。ただし、競技会中止の場合は、この限りではない。
- (2) 売店の開設時間は、開始式または競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ草津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じて変更することができる。

4 出店数、位置および規模

売店の出店数および出店位置は、実行委員会が決定し、売店の規模は、1出店者につき1ブースを割り当てるものとし、1ブースの面積は約20㎡（2間×3間テント）とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じて調整できるものとする。

5 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次に掲げるものについては、実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については、出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、区画内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント1張（2間×3間）
- (2) 長机6台以内
- (3) パイプ椅子4脚以内

6 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を添付したうえで、売店出店申請書（様式第1号）を実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者および搬入車両予定表（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 営業に関する許可申請書等の写し（保健所に申請等が必要な飲食物の場合）
- (5) 出店者および従業員の本人確認書類（免許証、パスポート等公的機関が発行した写真付きで本人確認ができるものの写し）
- (6) 草津市税の納税証明書（写しでも可）（該当者のみ）
- (7) その他実行委員会が必要と定めたもの

7 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国スポ関連グッズ

国民スポーツ大会標章またはわた SHIGA 輝く国スポ・障スポマスコットキャラクター「キャプフィー、チャップフィー」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会または、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の使用承認を得ているもの。

(2) 郷土物産品

ア 草津市または滋賀県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。

イ アルコール飲料は、土産品として取り扱っている商品のみ販売可とする。

(3) スポーツ用品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等（以下「営業許可施設等」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理、加工のみを行うものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

8 出店者の条件

出店者は、次に掲げる全ての条件を満たすものであること。

- (1) 市内に店舗を有し、申請時に1年以上営業を継続していること。ただし、次のアからウのいずれかに該当する者についてはこの限りではない。

ア 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

イ 第75回国民体育大会以降の国民スポーツ大会または競技別リハーサル大会に出店実績がある者

ウ その他実行委員会が認めた者

- (2) 本要項で定める設置期間および開設時間を遵守し、継続して出店すること。
- (3) 法令等により許可または登録または届出を必要とする営業については、当該許可または保健所に登録または届出を提出していること。
- (4) 法令等に違反して、申請書の提出時点において過去1年以内に行政処分を受けていないこと。
- (5) 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間、食中毒等による行政処分等を受けていないこと。
- (6) 出店申請書の提出時点で、市税等並びに消費税および地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 草津市暴力団排除条例第2条第2項および同条第3項に規定する暴力団員および暴力団員等でないこと。また、販売員として暴力団員および暴力団員等を使用し、または雇用していないこと。

9 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店料（売店設置会場の管理等に要する経費の一部として、実行委員会が別に定めるものをいう。以下同じ。）は、出店者が負担する。

10 出店者の選定

- (1) 実行委員会は、第6項に規定する申請があったときは、本要項に基づいて審査するとともに、売店の設置目的、来場者のニーズ、郷土品のPR等を考慮し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請したものが、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は、当該申請をしたものを優先して選考することができる。これに抛り難いときは、抽選により選定する。

ア 販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体

イ 障害者就労施設等

ウ 前2号に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めたもの

- (2) 実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を発行するものとする。

11 出店料の納付等

- (1) 出店を許可された者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに、指定する口座に振り込むこととする。なお、振込手数料は、出店者が負担するものとする。
- (2) 既納の出店料は、返還しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部または一部を返還することができる。
- (3) 実行委員会は、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付

するものとする。

12 出店料の免除

- (1) 実行委員会は、特別の事情があると認めたときは、出店料を免除することができる。
- (2) 前項の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、実行委員会は承認した者に対し、売店出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行するものとする。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
 - イ 公共目的をもって出店する国または地方公共団体
 - ウ 実行委員会において特に必要と認めたもの

13 売店運営

出店者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、実行委員会の指示に従うものとする。

- (1) 食品を取扱う売店
 - ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。
 - イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い調製するとともに、汚染防止および直射日光を避けるなど必要な措置を講じること。
 - ウ 保管および陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し管理を行うこと。
 - エ 容器包装済食品を販売する場合は、法に定める表示基準を満たしたものであること。
 - オ 廃棄物収納容器は、蓋付きのものとし、汚液および汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。
 - カ 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。
- (2) その他の売店
 - 取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

14 保健所への手続き

食品営業許可申請書または食品取扱届の提出が必要な出店者は、保健所に申請し、速やかに当該申請書または当該届の写しを実行委員会に提出しなければならない。

15 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、現場を巡回するとともに、本要項に基づき、売店の設置および運営に関する事項について監督するものとする。

16 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させるものとする。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、速やかに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

17 禁止事項

出店者およびその従事者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、または管理および運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売りおよび呼び込み販売をすること。
- (4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理、加工等をする事。
- (5) アルコール飲料の販売、試飲および試食を含む無償提供をすること。ただし、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。
- (6) 危険物を販売および無償提供をすること。
- (7) 許可された販売品目以外のものを販売すること。
- (8) 拡声器および音響機器類を使用すること。
- (9) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたものは除く。
- (10) その他、国スポ運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

18 遵守事項

出店者およびその従事者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (3) 売店の装飾は、販売店を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (4) 売店およびその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生したごみは毎日各自で搬出および処理し、持ち帰り、環境美化に努めること。
- (5) 飲食物を販売する売店にあっては、区画前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出をする車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を指定の位置に掲げること。なお、原則として使用車両は、1売店につき1台とする。
- (7) 販売品等の搬入、陳列および搬出は、国スポ運営に支障をきたさないよう、実行委

員会が指示する時間内に完了させること。

- (8) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付する I D カードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切丁寧な対応を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 実行委員会が国スポ前に開催する出店者説明会には必ず出席すること。
- (13) 従事者の変更、追加、削除等があった場合には、速やかに実行委員会に報告するものとし、変更または追加に係る報告の際は、当該従事者の運転免許書等の本人確認書類を添付すること。
- (14) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会および売店監督員の指示に従うこと。
- (15) 新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を含む）への対策については、県および市町村が別に定める行動計画およびマニュアル等によること。

19 管理運営

売店における販売品および売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

20 事故発生時の対応

売店において、事件または事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者または不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

21 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害の賠償および既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令および本要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請または不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) その他、実行委員会が売店の運営または管理において不相当と認めたとき。

22 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出して原状回復をし、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠った

ときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

23 損害賠償

出店者（従事者を含む。）は、競技会場内の施設または第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

24 補填および補償

- （１）出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填および補償を実行委員会に請求することはできない。
- （２）出店者は、天候不良（自然災害を含む。）など実行委員会が予測できない理由により、出店が中止または縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

25 その他

- （１）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- （２）競技別リハーサル大会における売店の設置運営については、この要項に準じて実施し、大会の規模、競技の特殊性に応じてこの要項を準用する。